

5. 受検資格

※技能検定の受検資格は、下表に示す実務経験年数によります。

受検対象者(※1)	特級	1級			2級		3級	単一等級
	1級合格後 実務経験 年数	1級の受検に必要な実務経験年数			2級の受検に必要な実務経験年数		3級の受 検に必要な実務経 験年数	単一等級 の受検に 必要な 実務経験 年数
		直接1級 を受検	2級 合格後	3級 合格後	直接2級 を受検	3級 合格後		
実務経験のみ		7			2		0 (※7)	3
専門学校卒業(※2)専修学校(大学入学資格付与課程に限る)卒業		6					0	1
短大・高専・高校専攻科卒業(※2)専門職大学前期課程修了 専修学校(大学編入資格付与課程に限る)卒業		5					0	0
大学卒業後(専門職大学前期課程修了者を除く)(※2) 専修学校(大学院入学資格付与課程に限る)卒業		4					0	0
専修学校(※3)又は各種学校卒業 (厚生労働大臣が指定したものに限る)	800時間以上	6	2	4	0	0	0 (※8)	1
	1600時間以上	5					0 (※8)	1
	3200時間以上	4					0 (※8)	0
短期課程の普通職業訓練修了 (※4)(※9)	700時間以上	6					0 (※6)	1
普通課程の普通職業訓練修了(※4)(※9)	2800時間未満	5					0	1
	2800時間以上	4					0	0
専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練修了(※4)(※9)		3	1	2			0	0
応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練修了(※9)			1				0	0
指導員養成課程の指導員養成訓練終了(※9)			1		0		0	0
職業訓練指導員免許取得			1		-	-	-	0
高度養成課程の指導員養成訓練終了(※9)			0		0	0	0	0
上記に掲げる学校・訓練校の在学中及び訓練中の方(※7)	-		-		-	0	0	-
当該検定職種に関連しない学科に在学中及び訓練中の方(※7)	-		-		-	0	0	-

(※1) 検定職種に関する学科、訓練科又は免許職種に関するものに限り、ます。

(※2) 学校教育法による大学、短期大学又は高等学校と同様以上と認められる外国の学校又は他法令学校を卒業した者並びに独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与されたものは、学校教育法に基づくそれぞれのものに準ずる。

(※3) 大学入学資格付与課程、大学編入資格付与課程及び大学院入学資格付与課程の専修学校を除く。

(※4) 職業訓練法の一部を改正する法律(昭和53年法律第40号)の施行前に、改正前の職業訓練法に基づく高等訓練課程又は特別高等訓練課程の養成訓練を修了した者は、それぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程の普通職業訓練又は専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなす。また、職業能力開発促進法の一部を改正する法律(平成4年法律第67号)の施行前に、改正前の職業能力開発促進法に基づく専門課程の養成訓練を修了した者は、専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなし、改正前の職業能力開発促進法に基づく普通課程の養成訓練又は職業転換課程の能力再開発訓練(いずれも800時間以上のものに限り)を修了した者はそれぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程又は、短期課程の普通職業訓練を修了したものとみなす。

(※5) 総訓練時間が700時間未満のものを含む。

(※6) 3級の技能検定については、上記のほか、検定職種に関する学科に在学する者及び検定職種に関する訓練科において職業訓練を受けている者も受検できる。また、3級の技能検定については工業高等学校に在学する者等であって、かつ、工業高等学校の教員等による検定職種に係る講習を受講し、当該講習会の責任者から技能検定試験受検に際して安全衛生上問題がないと判断されたものも受検できる。

(※7) 検定職種に関し実務の経験を有する者について、受検資格を認めることとする。

(※8) 当該学校が厚生労働大臣の指定を受けたものであるか否かに関わらず、受検資格を付与する。

(※9) 職業能力開発促進法第92条に規定する職業訓練又は指導員訓練に準ずる訓練の修了者においても、修了した職業訓練又は指導員訓練の訓練課程に応じ、受検資格を付与する。

◆必要な実務経験年数とは、申請日最終日現在までに有すべき年数となります。

◆検定職種に関連のない学科・訓練科又は免許職種を卒業又は修了した方は「実務経験のみ」の欄の年数になります。

◆1・2級の直接受検とは、検定職種について上記の実務経験年数以上を満たす場合は1・2級を受検できることをいいます。

◆1級・2級・3級合格後とは、合格証書交付年月日が起算年月日となります。

◆厚生労働大臣指定校は別に定められていますので、当協会までお問い合わせください。

◆受検資格判定等で困難が生じる場合、成績(履修)証明書を提出いただく場合があります。